

訪問介護重要事項説明書

1 事業所の概要

○ 提供できるサービスの地域と種類

事業所名	西日本ヘルパーステーション
所在地	福岡市中央区那の津5丁目4番3号
サービス内容と介護保険指定番号	訪問介護・介護予防訪問介護 4071002812
サービスを提供する地域	福岡市全域（離島除く） 粕屋郡、春日市、那珂川市

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

2 事業所の運営方針

○ 事業所の訪問介護員等は、保険医療、福祉の関連施設、地域の住民の方等と連帯や協力を図り、要介護者等の心身の特性を踏まえてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう入浴・排泄・食事の介助その他生活全般にわたる援助を行います。

3 事業所の職員体制

	資 格	常 勤	非常勤	計	事 業 内 容
管 理 者		1		1	統括管理
サービス提供 責 任 者	介護福祉士 & 1級ヘルパー	2		2	訪問介護計画の作成 連絡調整など 訪問介護員の指導など
事 務 職 員	事 務 職 員	1		1	事務
ホームヘルプ サービス従事者	介護福祉士	3		3	訪問介護サービスの提供
ホームヘルプ サービス従事者	1級ヘルパー	0		0	訪問介護サービスの提供
ホームヘルプ サービス従事者	2級ヘルパー	17		17	訪問介護サービスの提供
合 計		24	0	24	

4 サービス提供の時間帯

営 業 日	年 中 無 休
営 業 時 間 帯	午前7時～午後7時
緊 急 時 対 応	営業時間外はご相談に応じます

5 相談窓口、苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

当 社 お客様相談コーナー	電 話 番 号	092-761-7160
	担 当 者	サービス提供責任者 柳田
	対 応 時 間	午前9時から午後6時まで

(2) 福岡市各区介護保険課・他サービス提供地区

連 絡 先			連 絡 先		
☐	東 区保健福祉センター福祉・介護保険課	(092) 645-1069	☐	博多区保健福祉センター福祉・介護保険課	(092) 419-1081
☐	中央区保健福祉センター福祉・介護保険課	(092) 718-1102	☐	南 区保健福祉センター福祉・介護保険課	(092) 559-5125
☐	城南区保健福祉センター福祉・介護保険課	(092) 833-4105	☐	早良区保健福祉センター福祉・介護保険課	(092) 833-4355
☐	西 区保健福祉センター福祉・介護保険課	(092) 895-7066	☐	各市町村 国民健康保険連合会介護保険課	(092) 642-7859
☐	那珂川町役場 高齢者支援課	(092) 953-2211	☐	春日市高齢課	(092) 584-1111
☐	糸島市役所 介護保険係	(092) 322-2072	☐	大野城市介護サービス課	(092) 580-1860
☐	篠栗町役場 保険課	(092) 947-8888	☐	宇美町役場 福祉課	(092) 934-2243
☐	粕屋町役場 福祉課	(092) 938-2311	☐	志免町役場 福祉課	(092) 935-1001
☐	須恵町役場 福祉課	(092) 932-1151	☐	久山町役場 健康福祉課	(092) 976-1111
☐	新宮町役場 健康福祉課	(092) 962-0239	☐	広域連合 粕屋支部	(092) 652-3111

6 サービス内容(介護保険対応)

	種 類
身体介護	食事介助、入浴介助、排泄介助、清拭、通院介助、着脱介助、移動・移乗介助、服薬介助 起床・就寝介助、自立支援のための見守り介助他
乗降介助	通院等のタクシー乗車又は、降車の介助
そ の 他	相 談 等

※ 内容、手順等は、ご利用者の希望に応じ柔軟に対応します。

7 利用金額

(1) 利用金額 ・ 利用者負担金

介護保険の適用がある場合は、利用料金表の利用料金は利用者負担割合に準じての料金になります。

※ 利用者の中には負担金が減額される方もあります。

＜ 利用料金表 ・ 昼間 ＞

()内は利用者負担額が1割の場合の料金です

	30分未満	30分～60分未満	60分～90分未満	20分未満
身 体 介 護	2,610円 (261円)	4,140円 (414円)	6,066円 (607円)	1,744円 (175円)
通院等乗降介助	1 回 1,037円 (104円)			

- 初回の利用は加算料200単位(214円)、緊急の利用は加算料100単位(107円)を頂きます。
- 利用料金に対して、早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)帯は、25%増し、深夜(午後10時～午前6時)は、50%増しとなります。
- 上記のサービス使用料は、実際にサービスを要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために、標準的に必要となる時間によって計算されます。(実際のサービス時間と異なる場合があります。)
- 2人のホームヘルパーが共同でサービスを行う場合は、ご契約者の同意の上で、通常料金の2倍の料金を頂きます。
- 移送介護サービス(介護タクシー)については、上記介護利用者負担金、及び移送料を頂きます。
- ご利用者の体調・環境及び道路状況等で、サービス時間に変更が生じる場合があります。

(2) キャンセル料

ご利用者の都合、容態の急変等、理由のいかんを問わずキャンセル料は基本的にいただきませんが利用日の利用時間に、ホームヘルパーがお伺いしてからキャンセルの申し出に付きましては、基本料金1千円をキャンセル料としていただきます。但し、ご契約者の病変・急な入院等、特別な事情による場合は、この限りではありません。

※ 尚、キャンセル料は、介護保険対象外ですので、ご契約者負担となります。